

平成30年7月豪雨による一般被害の概要

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}

※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)
 ※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」
 ※3: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生

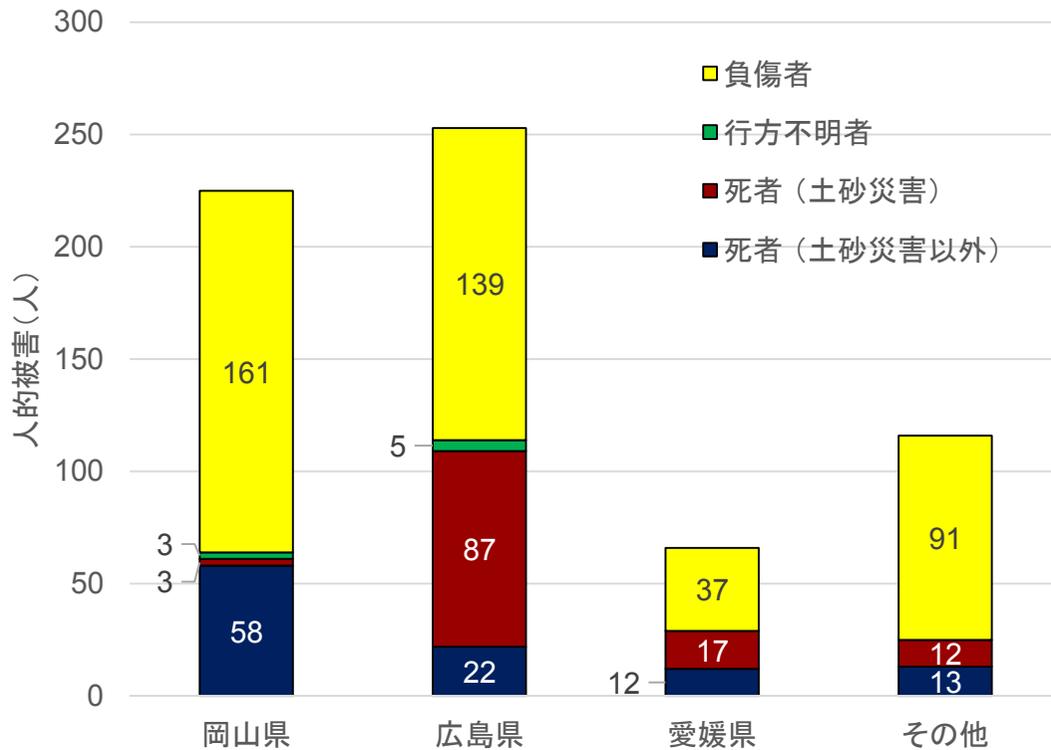


出典: 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会
 対応すべき課題・実施すべき対策に関する参考資料

平成30年7月豪雨による一般被害の特徴

- 岡山県、広島県、愛媛県を中心に、広範囲な地域が被災。
- 人的被害では、広島県で死者・行方不明者が最も多く発生。広島県と愛媛県では負傷者数に対する死者・行方不明者数の比率と死者に占める土砂災害によるものの割合が高い。
- 住家被害では、岡山県で損壊戸数・浸水戸数とも多く、損壊戸数に占める全壊の割合が高い。

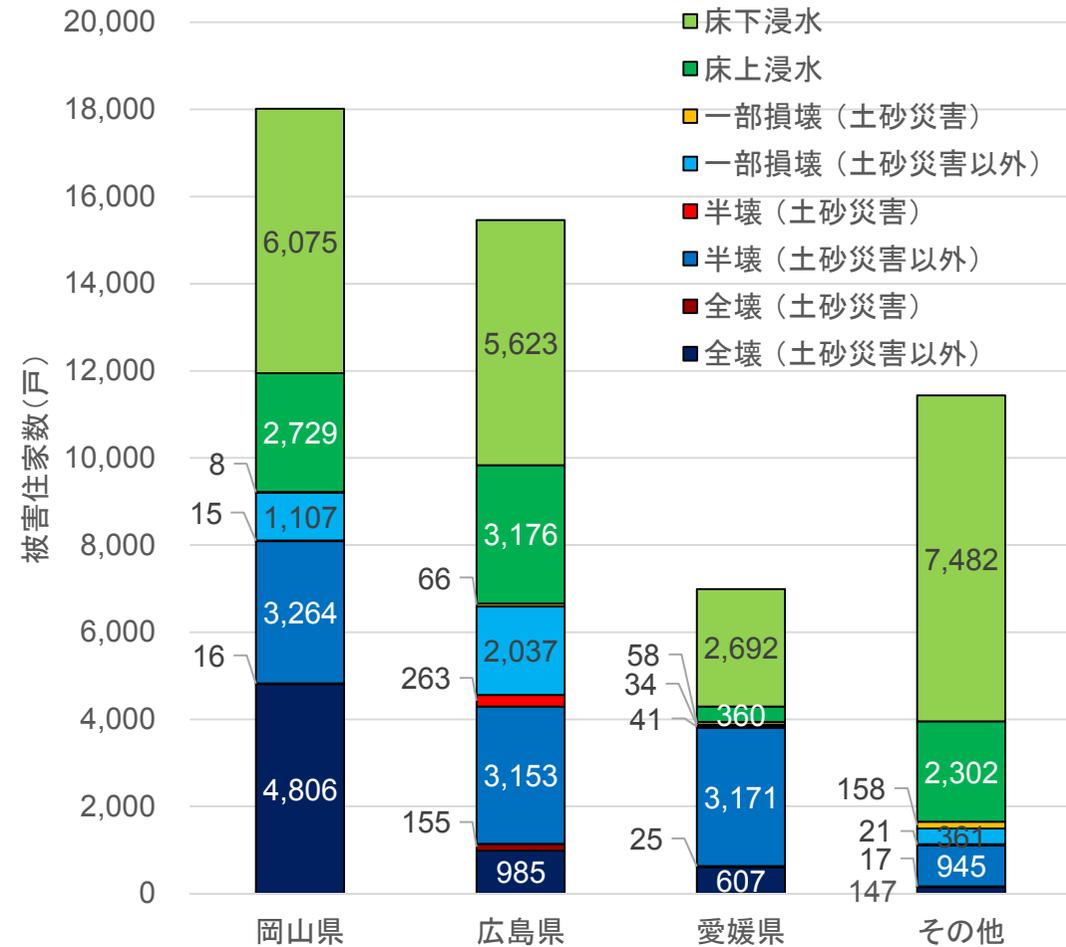
人的被害



その他の人的被害の発生: 21府県
 うち死者・行方不明者の発生: 14府県
 (岐阜1、滋賀1、京都5、兵庫2、奈良1、山口3、高知3、福岡4、佐賀2、宮崎1、鹿児島2)

死者数の多い市町村: 倉敷市52、呉市25、広島市23(20人以上)

住家被害

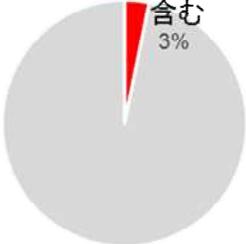
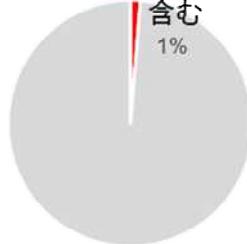


内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について(平成30年10月9日17:00現在)」及び消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」より作成
 ※死者数及び家屋損壊数は、全数は消防庁発表、土砂災害によるものは国土交通省発表。土砂災害以外によるものは全数と土砂災害によるものの差

居住誘導区域内におけるハザードエリアの取扱い状況

○ 居住誘導区域におけるハザードエリアの存否 (n=154都市)

H31.1時点

都市計画運用指針	土砂災害 特別警戒区域	津波災害 特別警戒区域	災害危険区域 (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)	地すべり 防止区域	急傾斜地 崩壊危険区域
原則として 含まないことと すべき	11都市	0都市	5都市	2都市	18都市
					

5区域のいずれかの区域を含む (n=23都市)

都市計画運用指針	土砂災害 警戒区域	津波災害 警戒区域	浸水 想定区域	都市洪水・都市 浸水想定区域	津波浸水 想定区域
総合的に勘案し、 適切でないと 判断される場合は、 原則として 含まないことと すべき	53都市	7都市	139都市	14都市	41都市
					

5区域のいずれかの区域を含む (n=143都市)

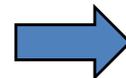
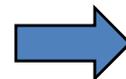
⇒10区域のいずれかの区域を含む (n=144都市)

ヒアリング結果概要①

土砂災害特別警戒区域(12都市)

H30.10時点

- 次回の見直し時にハザードエリアを除外する意向の都市 (7/12都市)
- ハザードエリアについて検討しつつ、ソフト・ハード対策等を進めていく意向の都市 (5/12都市)



【 国としての今後の方針 】

- 適宜フォローを実施
- 以下の【ハザードエリアを含めた主な理由】を受け、都市計画運用指針の更なる周知徹底を実施

【 ハザードエリアを含めた主な理由 】

1) 小規模で居住誘導区域の中抜きができなかったケース

- ・既成市街地の一部としての利用があり、誘導区域の中抜きが出来ず、一団の都市的土地利用を図るエリアとして設定
- ・当該エリアに民家はなく、概ね対策工事済であるとともに、居住誘導区域のエリア連続性を考慮
- ・小規模のハザードエリアが町中にあり、除外が困難

2) 居住誘導区域を設定した直前・直後にハザードエリア指定を受けたケース

- ・計画策定直前に土砂災害特別警戒区域が指定された
- ・立地適正化計画策定作業時にハザード調査中であって、計画策定後、土砂災害特別警戒区域に指定。今後ハード・ソフト対策の強化を行う予定

3) 対策中や対策見込みにより将来ハザードエリアの解消を見込んでいるケース

- ・立地適正化計画策定中に、ハード対策工事に着手済みであることを考慮
- ・今後の宅地造成での地形の変化により、特別警戒区域の要件が外れる予定
- ・小規模のハザードエリア指定箇所が点在しており、適切な地形の改変後に、区域指定が解除されることを想定
- ・すでに市街化している区域であることから、ハード対策の強化を行う

ヒアリング結果概要②

土砂災害警戒区域(51都市)

H30.10時点

- 次回の見直し時にハザードエリアを除外する意向の都市 (6都市/51都市)
- 引き続きハザードエリアの取扱いについて検討していく意向の都市 (45都市/51都市)



【 国としての今後の方針 】

- 適宜フォローを実施
- 十分なソフト・ハード対策を講じる等の安全性の確保に向け、都市計画運用指針の更なる周知徹底を実施

【 ハザードエリアを含めた主な理由 】

1) 都市計画運用指針上の、一定の対策を講じて安全性の確保が図られている、あるいは対策を検討しているケース

- ・区画整理区域であり、当時安全確認の上、対策済みであること及び現況を踏まえた結果
- ・市街地の成り立ち、民家の貼り付き具合に加え、一部大規模堰堤工事が完了予定であることを考慮した結果
- ・県、自治体と協力して、ハード・ソフト両面から安全対策を実施しているため
- ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の整備や避難訓練実施など、土砂災害の防止に向けた対策を行っているため
- ・防護壁等ハード対策を実施済みのため
- ・法面保護等の施設整備を実施済であるため
- ・区域内の住民個々の連絡先を把握しており、連絡体制を整えているため
- ・市街地の現況及び避難所が近くに存在することを考慮
- ・崩落対策事業(県)が実施されているため

2) 今後の都市拠点・地区拠点となる重要な区域であったケース

- ・都市機能誘導区域となる都市拠点・地区拠点であるため
- ・市民のシンボルの観光資源スポットに位置しており、中心市街地活性化計画区域内の重要なエリアであるため
- ・区域の大部分が既に都市基盤を整備し、集積している市街地であるため

3) 居住誘導区域を設定した直後にハザードエリア指定を受けたケース

- ・居住誘導区域を決定後に県の土砂災害警戒区域が誘導区域内に指定された

国 都 計 第 89 号

平成 30 年 10 月 26 日

各市町村 都市計画主管部局長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

(公 印 省 略)

立地適正化計画における災害の発生のおそれのある区域の取扱いについて

立地適正化計画に関しては都市計画運用指針（平成 12 年 12 月 28 日国都計第 92 号（最終改正平成 30 年 9 月 5 日国都計第 69 号）、以下「運用指針」。）等を参考にしながら各市町村において検討・作成が進められているところである。他方、近年大規模な地震、津波、集中豪雨、土砂災害等が多発傾向にあり、これらの自然現象に対し持続的に安全な都市を構築していくためには関係部局との連携を図り、これまで以上にソフト・ハードの防災対策や災害リスクを踏まえた検討を進めていくことが重要である。

運用指針においては、別紙の通り災害の発生のおそれのある特定の区域に関する居住誘導区域の取扱いについて記載しているが、上述の観点からも改めてその考え方を通知するものである。

なお、立地適正化計画の作成及び見直しにおいては、特に以下の点に留意し進めていただきたい。

- (1) 立地適正化計画の作成に際しては、防災担当部局や砂防担当部局等の関係部局との情報共有体制を構築し、運用指針Ⅳ―1―3立地適正化計画 3(3)②3)および3(3)②4)に記載の区域(以下、「災害危険区域等」)に関する基礎調査や指定状況等の情報把握に努め、運用指針の趣旨を踏まえた適切な対応を行うこと。その際、将来的に災害危険区域等の指定が見込まれている場合は、指定後の状況を勘案した居住誘導区域等の設定を検討すること。
- (2) 立地適正化計画を作成した場合は、速やかに関係部局へその内容を情報提供するとともに、以降の災害危険区域等の指定状況の変化等について継続的に情報把握を行うこと。
- (3) 立地適正化計画の作成後に、居住誘導区域内の区域が災害危険区域等に指定された場合には、居住誘導区域の見直しに向けた検討に着手すること。その際、運用指針Ⅳ―1―3立地適正化計画 3(3)②3)に記載の区域については、可及的速やかに居住誘導区域から除外することが望ましいこと。
- (4) 運用指針Ⅳ―1―3立地適正化計画 3(3)②4)の趣旨は、居住を誘導することが適当でない区域は原則として居住誘導区域に含めないこととすべきことにある。このため、仮に、これらの区域を居住誘導区域に含める場合には、災害リスクや警戒避難体制の整備等の防災対策等を総合的に勘案し、十分に安全性を検証することが不可欠であり、これらの検討・検証結果を踏まえ立地適正化計画に各種の防災対策を記載することが望ましいこと。
- (5) 災害危険区域等が小規模に散在し、居住誘導区域の設定に際して災害危険区域等を除外することが表示上困難でこれを含めて面的に居住誘導区域を設定しているケースが散見される。このケースに対しては、災害危険区域等の位置や境界が明示できる図や資料を立地適正化計画に添付するとともに「居住誘導区域(災害危険区域等と重複する箇所を除く)」と明記することで災害危険区域等を除外することは可能であること。

居住誘導区域に含まないこととされている区域(都市再生特別措置法第81条第14項等)

- 市街化調整区域
- 建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法第五条第二項第一号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- 自然公園法第二十条第一項に規定する特別地域
- 森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域
- 自然環境保全法第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定する特別地区
- 森林法第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

【都市再生特別措置法】

第81条 (市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

2~13 (略)

14 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)その他政令で定める区域については定めないものとする。

15~19 (略)

原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

- 土砂災害特別警戒区域
- 津波災害特別警戒区域
- 災害危険区域(建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)
- 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域(運用指針)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域
- 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域
- 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第32条第1項に規定する都市洪水想定区域及び同条第2項に規定する都市浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

(参考)災害発生のおそれのある区域①

根拠法令	区域	定義	行為規制等
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	災害危険区域	・地方公共団体は、 条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域 を災害危険区域として指定することができる。(法第39条第1項)	・災害危険区域内における 住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限 で災害防止上必要なものは、 前項の条例で定める 。(法第39条第2項)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域	・都道府県知事は、… 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域 として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。(法第9条第1項)	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている 建築物の用途が制限用途であるもの をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途： 住宅(自己用除く)、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	土砂災害警戒区域	・都道府県知事は、… 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。(法第7条第1項)	なし
	基礎調査の結果、警戒区域特別警戒区域に指定される見込みが高い区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域及び急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を平面図に明示して、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。(施行規則第1条第2項)	なし
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	・主務大臣は、… 地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するもの を地すべり防止区域として指定することができる。(法第3条第1項)	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	・都道府県知事は、… 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第7条第1項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域 を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。(法第3条第1項)	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り(長さ3m)、切土(直高2m)など

(参考)災害発生のおそれのある区域②

根拠法令	区域	定義	行為規制等
津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年法律第123号)	津波災害特別警戒区域	<p>・都道府県知事は、…津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。(法第72条第1項)</p>	<p>・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項)</p> <p>※制限用途： 社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途</p>
	津波災害警戒区域	<p>・都道府県知事は、…津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定することができる。(法第53条第1項)</p>	なし
	津波浸水想定(区域)	<p>・都道府県知事は、…基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。)を設定するものとする。(法第8条第1項)</p>	なし
特定都市河川浸水被害対策法 (平成15年法律第77号)	都市洪水想定区域	<p>・国土交通大臣は…、都道府県知事は…、都市洪水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市洪水による被害の軽減を図るため、…その特定都市河川のはん濫による都市洪水が想定される区域を、都市洪水想定区域として指定するものとする。(法第32条第1項)</p>	なし
	都市浸水想定区域	<p>・(都市洪水想定区域のほか)…市町村の長、…都道府県の知事…下水道管理者は、共同して、…都市浸水が発生した時の円滑かつ迅速な避難を確保し、及び都市浸水による被害の軽減を図るため、…都市浸水が想定される区域を都市浸水想定区域として指定するものとする。(法第32条第2項)</p>	なし
水防法 (昭和24年法律第193号)	浸水想定区域	<p>・洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。(法第15条第1項第4号)</p> <p>(参考)洪水浸水想定区域 ・国土交通大臣は…、都道府県知事は…、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、…当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。(法第14条第1項)</p>	なし

都市防災総合推進事業の概要

○ 防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図るハード・ソフトの取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援。

都市防災総合推進事業のイメージ

防災マップ作成等のソフト対策



防災ワークショップの開催



住民組織による防災マップの作成

避難路・避難施設等の逃げられる場所の確保



津波避難タワー等の避難施設



避難場所に向かう避難路・階段



備蓄倉庫



避難場所となる公園・広場

沿道建物の不燃化



整備前



整備後

地区レベルの防災性向上を図るハード・ソフトの取組を支援

事業主体：市町村、都道府県 等

国費率：1/3、1/2 (南海トラフ地震特措法に基づく一定の要件を満たす津波避難施設等は2/3)

まちなかや住宅地における逃げ場所の確保事例

○ 都市防災総合推進事業により市街地や住宅地の防災性向上のため、防災マップづくりなどのソフト対策とともに、地域の逃げ場の確保に向けた支援を実施。

都市防災総合推進事業の活用事例

地域住民と連携した 防災マップづくり



住宅地における防災マップ【**尼崎市**】



地域住民とのワークショップ

避難路や避難施設 の新規整備



高台の防災センター【**日高川町**】



浸水を想定したピロティ形式の防災センター【**豊橋市**】

既存施設に防災機能を を追加的整備



既存施設(市営住宅)へ避難階段設置【**藤沢市**】
その他、民間施設への補助事例あり
(屋上部避難場所設置)



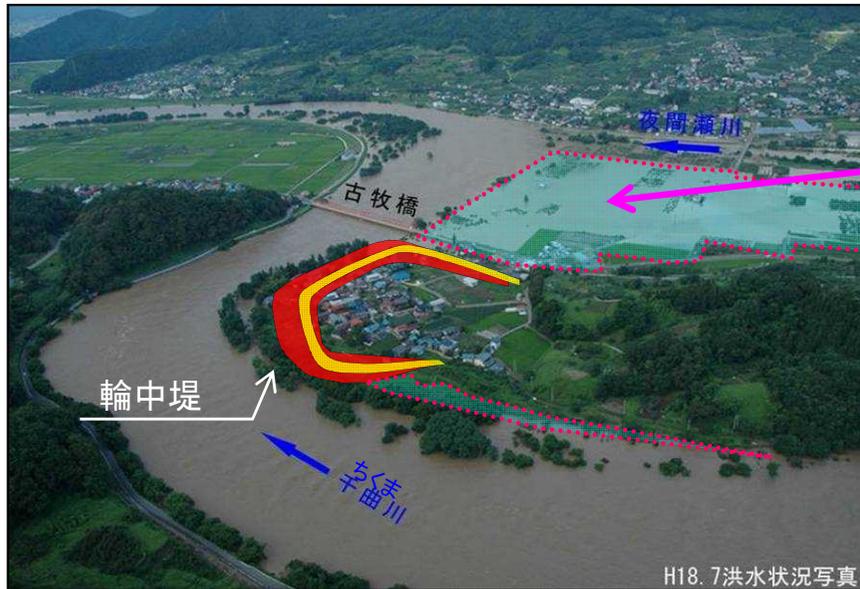
公共施設の建替えに合わせた避難機能の追加
(消防署建替えに合わせ避難スロープ設置)【**鎌倉市**】

土地利用状況を考慮した治水対策

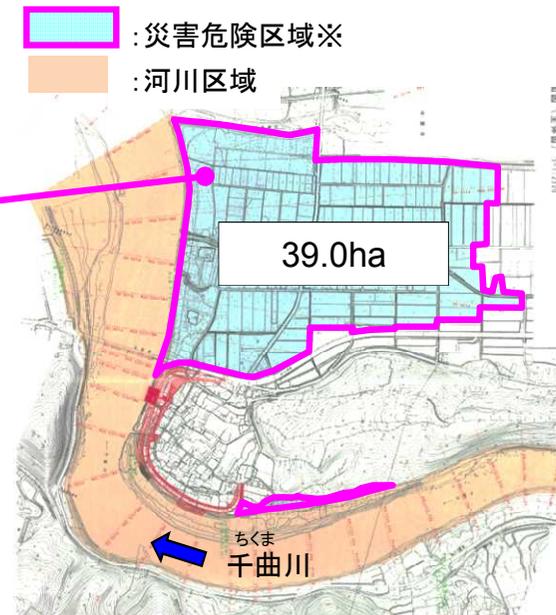
○ 中山間地等においては、一部区域の氾濫を許容することを前提に、家屋等を守るための輪中堤等によるハード整備と、災害危険区域の指定による土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた治水対策を地域と一体となって推進。

輪中堤による家屋浸水被害の解消

例：長野県中野市こまき古牧地区 ちくま千曲川



古牧地区の災害危険区域



※千曲川の計画高水位(H.W.L.)以下の範囲を指定

●中野市災害危険区域に関する条例 抄 (建築制限)

第3条 前条の規定により指定した区域内において、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、災害危険区域を指定した際、現に存する住居の用に供する建築物を増築し、又はその一部を改築する場合及び次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 主要構造物(屋根及び階段を除く。)を鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造とし、別に定める災害危険基準高(以下「基準高」という。)未満を居室の用に供しないもの
- (2) 基礎を鉄筋コンクリート造とし、その上端の高さを基準高以上としたもの
- (3) 地盤面の高さを基準高以上としたもの

河川防災ステーションの概要(避難場所としても活用)

- 水防活動に必要な土砂などの緊急用資材を備蓄し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となる河川防災ステーションを整備。
- 平時は地域の防災学習施設やコミュニティスペース等として、災害時には避難場所としても活用。



【災害時の活用】

- ①緊急復旧用資材備蓄基地
- ②災害対策車両基地
- ③車両交換場所
- ④ヘリポート
- ⑤洪水時の現地対策本部
- ⑥水防団の待機場所
- ⑦水防倉庫
- ⑧一般住民の避難場所



【平常時の活用】

- ①コミュニティスペースとして地域に提供
- ②水防活動の訓練等に利用
- ③防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用



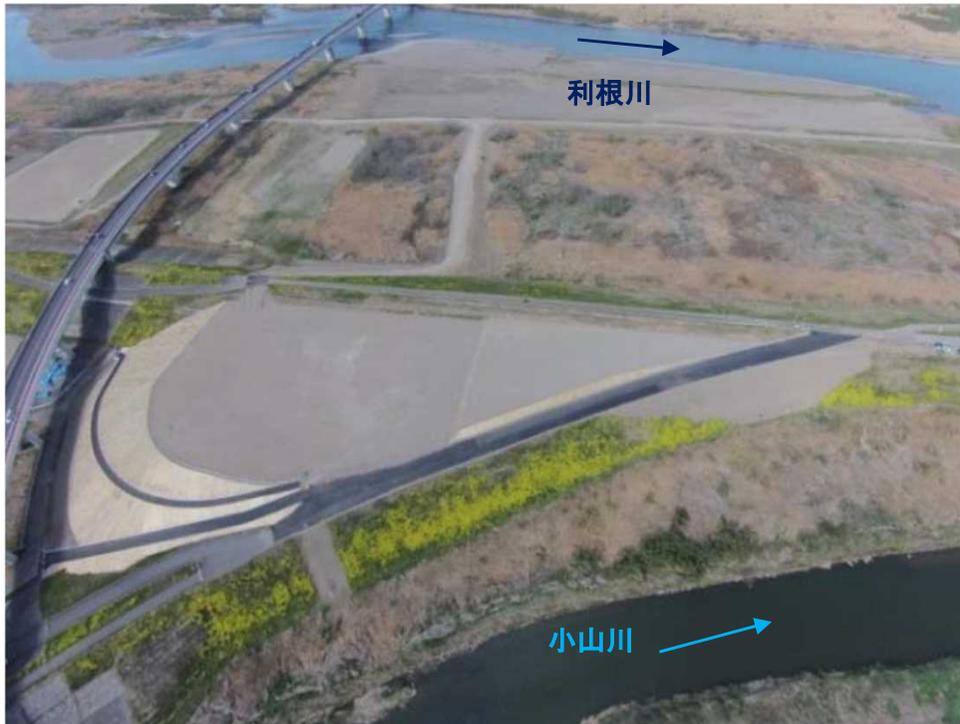
例)大高島河川防災ステーション(利根川)



例)長良川岐阜河川防災ステーション・
岐阜市長良川防災・健康ステーション(長良川)

災害時の応急的な退避場所の整備

- 浸水深が大きい地区等において、水害時の応急的な退避場所を確保するため、工事残土の活用等により堤防と一体となった高台を整備。



下高島地区(埼玉県深谷市)

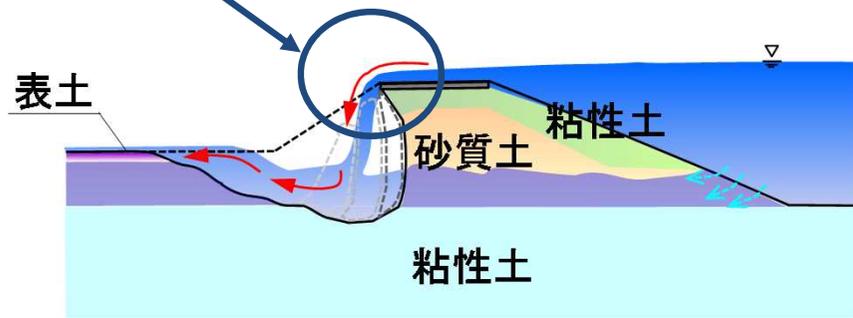


栄地区(埼玉県加須市)

○ 避難に時間を要する高齢者の多い地域等において、越水等が発生した場合でも、堤防の決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を実施。

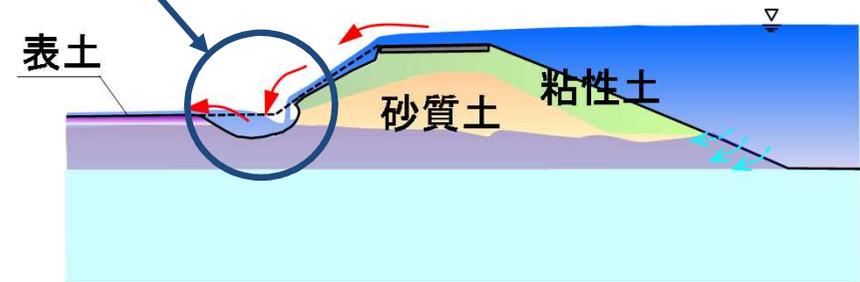
堤防天端の保護

○ 堤防天端をアスファルト舗装等で保護し、法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす

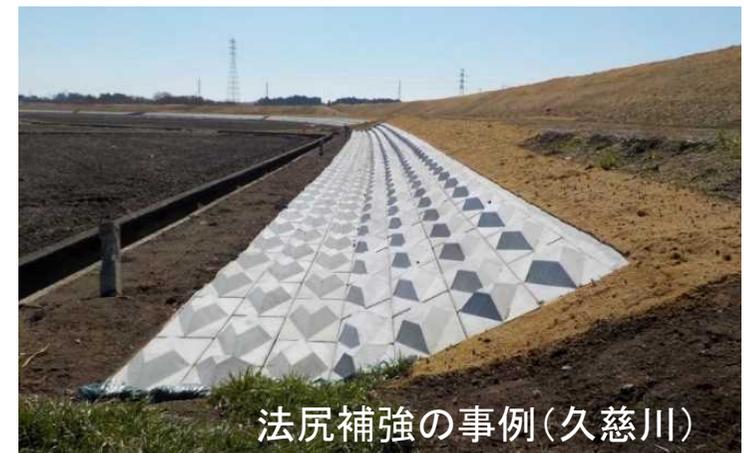
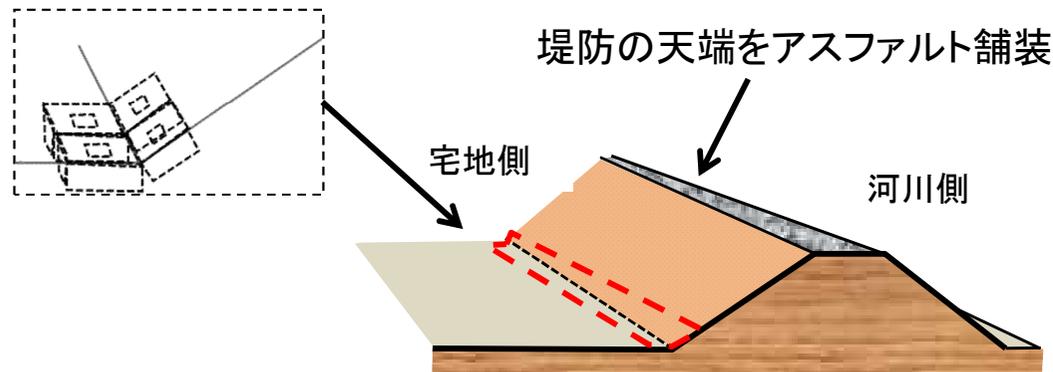


堤防裏法尻の補強

○ 裏法尻をブロック等で補強し、深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



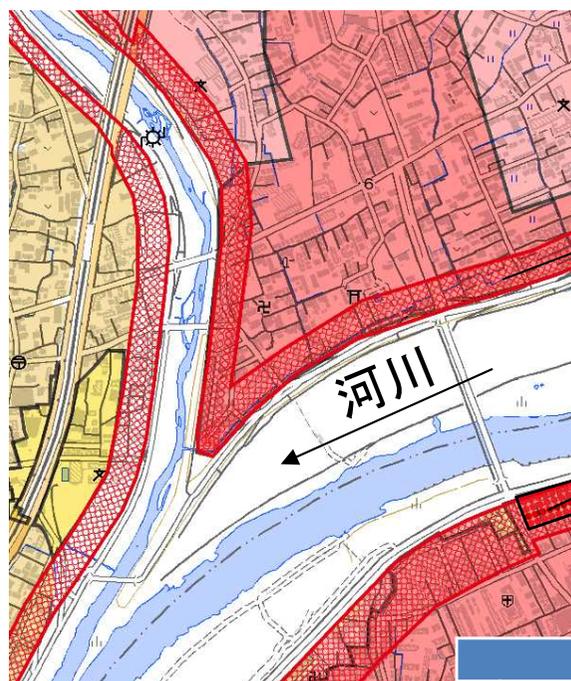
堤防裏法尻をブロック等で補強



水害リスク情報の提供(洪水浸水想定)

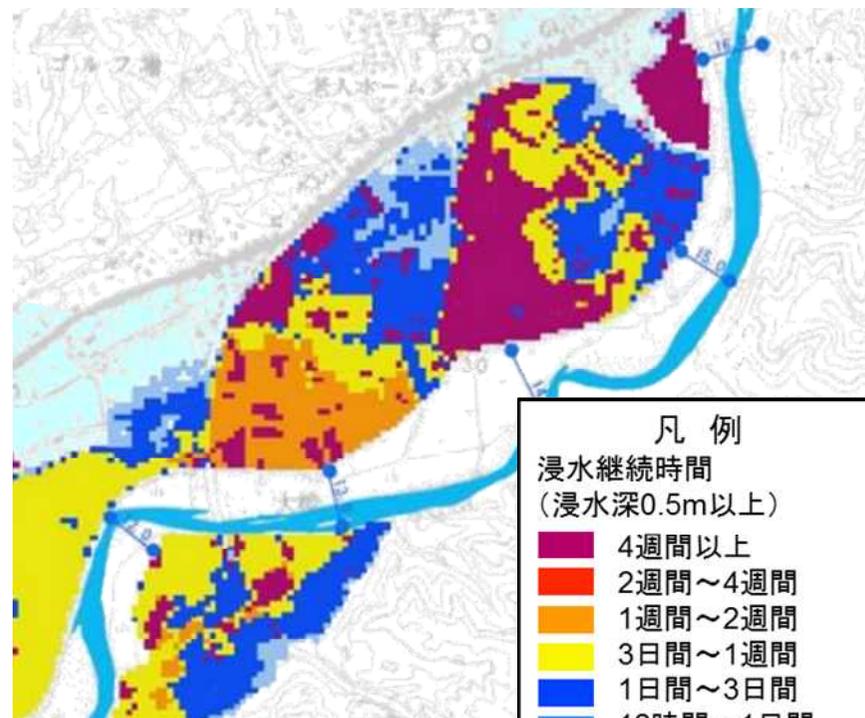
- 洪水予報河川、水位周知河川について、想定最大規模降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の浸水範囲・水深を表示した「浸水想定区域」を公表。
- 浸水想定区域において、家屋倒壊等が発生するような氾濫流が発生する区域(家屋倒壊危険区域)や、浸水の継続時間も公表。

浸水想定区域・家屋倒壊危険区域



凡例		
	5.0m以上	2階建家屋水没
	3.0m~5.0m未満	2階浸水
	0.5m~3.0m未満	1階床上浸水
	0.5m未満	1階床下浸水

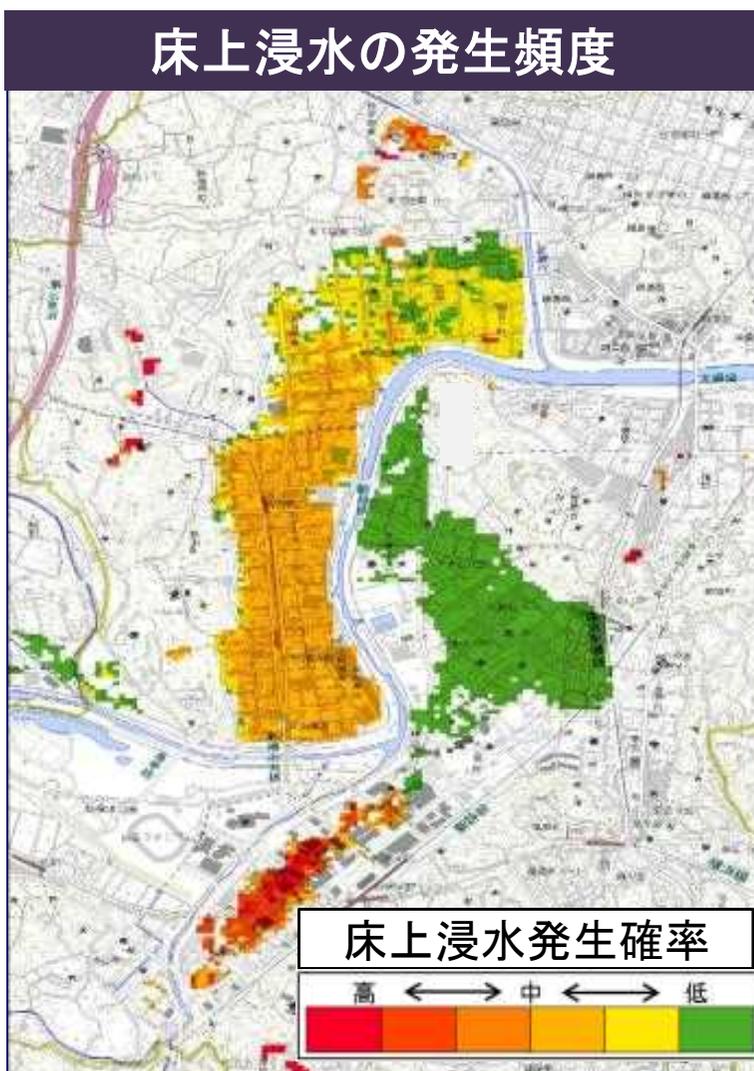
浸水継続時間



凡例	
浸水継続時間 (浸水深0.5m以上)	
	4週間以上
	2週間~4週間
	1週間~2週間
	3日間~1週間
	1日間~3日間
	12時間~1日間
	12時間未満または 浸水深0.5m未満
	市町村界
	浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

水害リスクの提示イメージ

- 降雨の発生頻度に応じた浸水想定区域や建物の情報などを組み合わせることにより、例えば、床上浸水の発生頻度が高い地域、人命に関わるリスクが高い地域等を提示することが可能。
- また、現況の水害リスクだけでなく、河川整備後の浸水想定区域を基に将来の水害リスクを検討することも可能。



※図は、あくまでイメージのため、実際の河川と必ずしも一致しない。



「都市構造の見える化」ツールの活用

背景

- ◆人口減少社会を迎え、都市構造の検討の必要性が高まっている
- ◆統計データは単なる数字の羅列であり、直感的にわかりにくい



地図上に「見える化」



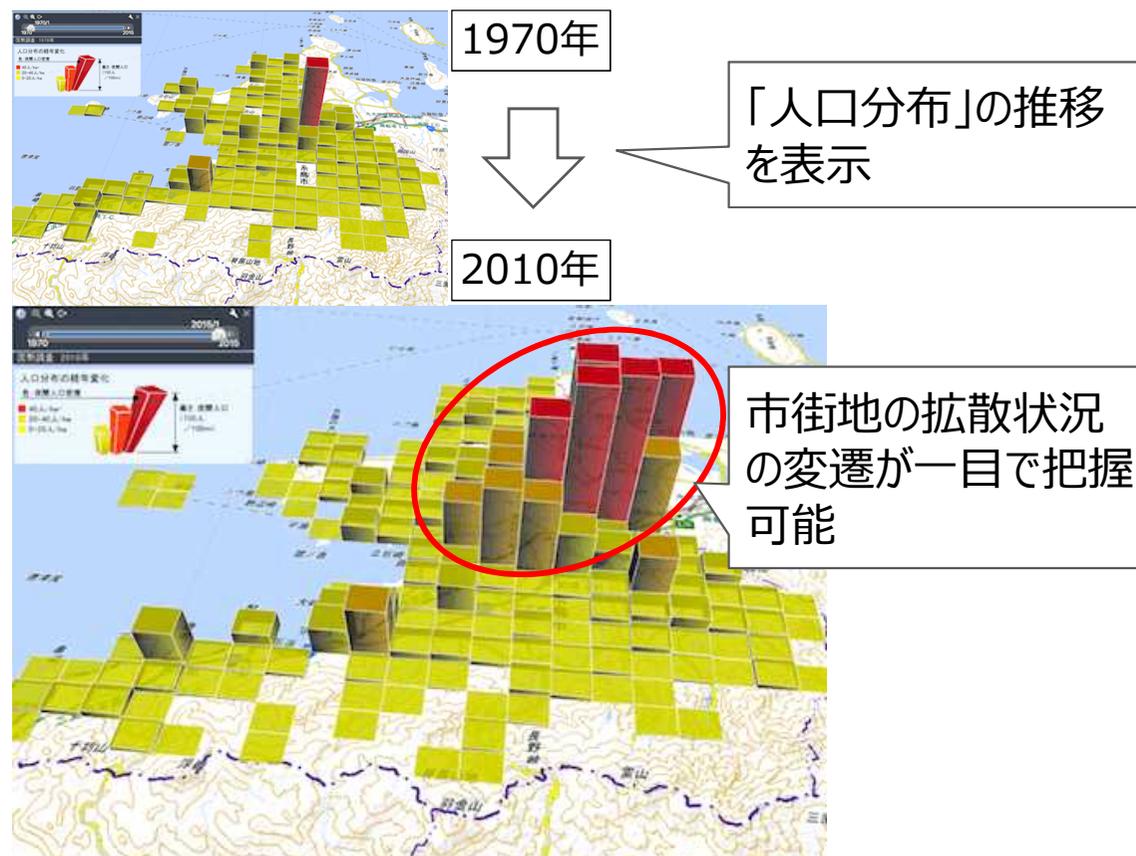
「見える化」の効用

- ◆地域の特性や課題を一目で認識可能
- ◆経年変化の表示が可能
- ◆他地域との比較も可能



活用方法

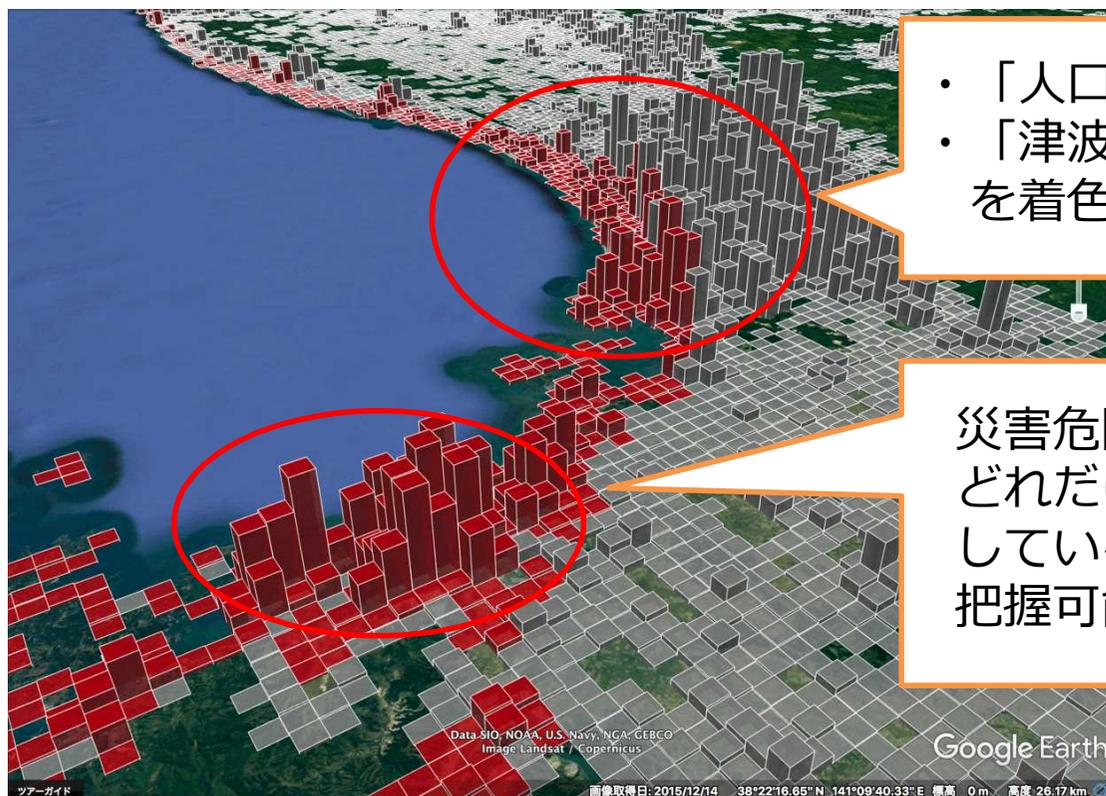
- ◆集約型の都市づくりに向けた施策の立案や検証のための基礎資料
- ◆様々な分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図るための合意形成ツール



- ツールを活用し、都市の人口・商業データと、土砂災害・津波などの災害リスク情報の「見える化」を推進。

人口と災害リスクの関係を「見える化」

<例：人口分布（高さ）と、津波被災エリア（色）>



- ・ 「人口分布」を高さ
- ・ 「津波被災エリア」を着色

災害危険エリアに
どれだけ人口が集中
しているかを一目で
把握可能

高さ： 夜間人口

赤色：
津波被災エリア

灰色：
それ以外

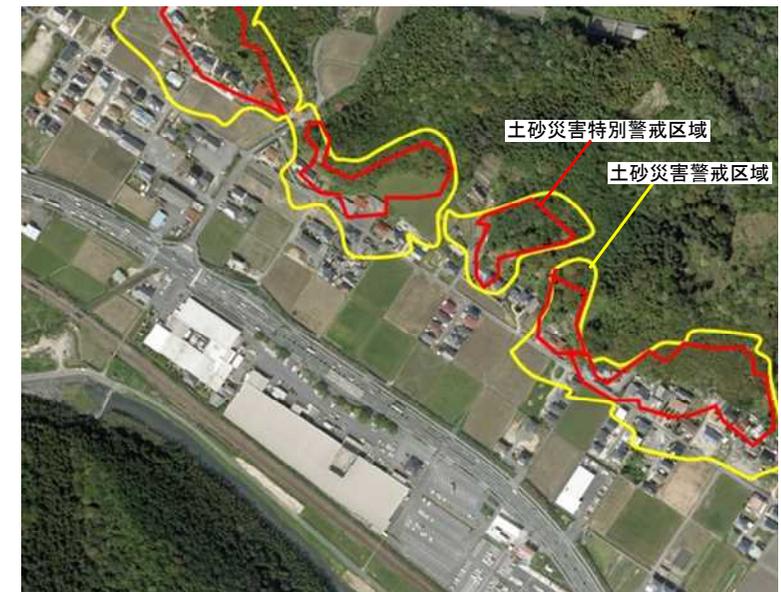
➡ 2019年度は、**国土数値情報**（国土交通省国土政策局）を活用し、**土砂災害警戒区域**の「見える化」を実施予定。

- 自治体へのアンケート結果(H31.4時点調査)によれば、ハザードエリアから居住誘導区域内への住み替え誘導に関心を有する自治体は81都市。

自治体の意向(例)

A市: 家屋倒壊等氾濫想定区域等の住民の生命に危険を及ぼす可能性のあるハザードエリアについては、住民に対する十分な周知を行うとともに、将来的な建替え等の際の住み替えを促していく必要性を認識。

B市: ハザードエリアの居住者の安全確保が課題である一方、駅周辺に遊休市有地等の空地が散在。このことから、ハザードエリアから、当該まちなかの市有地等への住み替え誘導に関心。



住み替え誘導が想定される地区(イメージ)

中心市街地等における低未利用地の増加

- 中心市街地等において、空き店舗、空き地等の低未利用地が増加している。
- このままの状態が放置されれば、コンパクトシティや中心市街地活性化のボトルネックとして、加速度的に都市の衰退を招くおそれも懸念される。

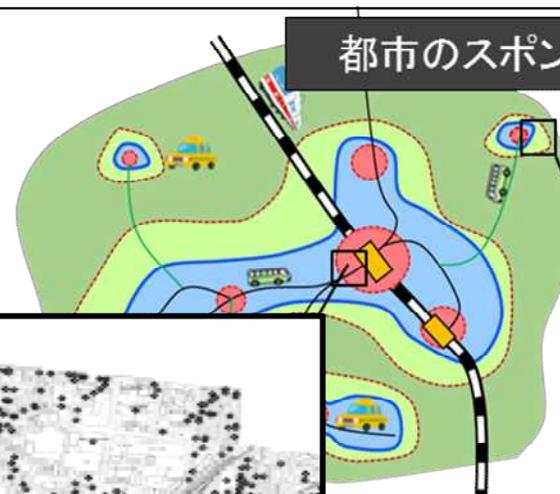
<中心市街地(沼津市)>

中心市街地の低未利用率 **27.0%**

(着色部分が低未利用地等)



都市のスポンジ化のイメージ



郊外の戸建住宅団地(成田市)



(グレーが空地)

低未利用率 **75.0%**

(着色部分が低未利用地等)

都市の大きさや外縁が変わらずに、小さな穴があくように密度が下がっていく

移転跡地の活用可能性①

コミュニティガーデン

東日本大震災以降、災害危険区域となり防災集団移転をした住宅跡地を地域の交流拠点となる防災コミュニティガーデンとして活用

(宮城県石巻市)



まちなかのオープンスペース

斜面市街地の住民が利用するポケットパーク、駐輪スペース等として、老朽危険空き家の除却跡地を活用

(長崎県長崎市 51件(H18~H30実績累計))



地域活動の場

NPO法人がマルシェや子供たちの遊び場等、地域の特性に応じた活動場所として利用

(千葉県柏市)



公共用地

地域コミュニティの場となる防災上有効な公園・広場を整備し、耐震型の貯水槽等を設置

(東京都練馬区)

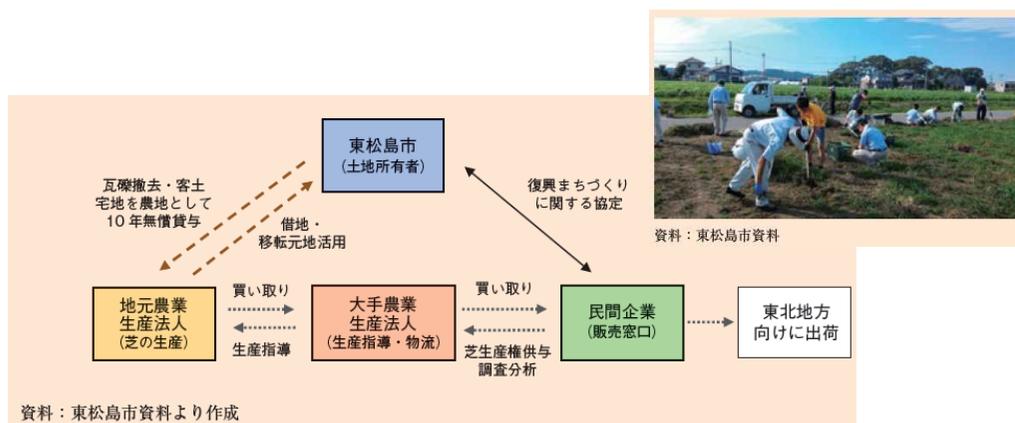


移転跡地の活用可能性②

経済活動の場

防災集団移転の跡地に客土を行い、農地として造成。農業生産法人に貸し付けを行い約17haを農地として再生。塩害に強い芝の栽培等を行っている
(宮城県東松島市)

防災集団移転の跡地を市が事業主体となり企業用地として整備(約40ha)。建設業やロジスティックスの企業用地として活用
(宮城県東松島市)



資料：東松島市資料より作成

【出典】平成28年版土地白書第1部第2章
http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000089.html



【出典】東松島市 市内工業団地
<https://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/sp/index.cfm/18,630,56.html>

浸水被害後の災害復旧において治水対策と併せた湿地整備を行い、コウノトリを育むお米をブランドとして販売(兵庫県円山川水系)



開発許可におけるハザードエリアの取扱い①

- 開発許可にあたっては、道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等に関する基準について審査することとなっている（都市計画法第33条）。
- 本基準の中で、宅地の安全上必要な措置が講ぜられるように設計を求めている（都市計画法第33条第1項第7号）。
- あわせて、自己居住用・自己業務用以外については、土砂災害特別警戒区域等における開発行為を原則として禁止している（都市計画法第33条第1項第8号）。

→ [詳細次ページ](#)

【都市計画法】

（開発許可の基準）

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～六（略）

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。（後段略）

八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九～十四（略）

2～8（略）

【都市計画法施行令】

（開発行為を行うのに適当でない区域）

第二十三条の二 法第三十三条第一項第八号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

開発許可におけるハザードエリアの取扱い②

- 土砂災害特別警戒区域等における自己居住用・自己業務用について、開発許可申請があった場合には、開発許可権者から申請者に対し、その危険性について注意喚起を行う等、申請者が当該区域の状況を判断できるよう、適切に情報提供を行うよう開発許可権者(地方公共団体)に通知している(H27.1.18)。
- 土砂災害警戒区域等、浸水想定区域等における開発行為についても同様に、適切に情報提供を行うよう開発許可権者(地方公共団体)に通知している(H27.1.18)。

区 域	開発許可
土砂災害特別警戒区域等 注1	<p>不許可</p> <p>※ 自己居住用・自己業務用は許可可能。ただし、申請者に災害の危険性を情報提供(H27.1.18通知)</p> <p>※土砂災害特別警戒区域等の解除見込みがある場合は許可可能</p>
土砂災害警戒区域、浸水想定区域等 注2	<p>許可可能</p> <p>※ 申請者に災害の危険性を情報提供(H27.1.18通知)</p>

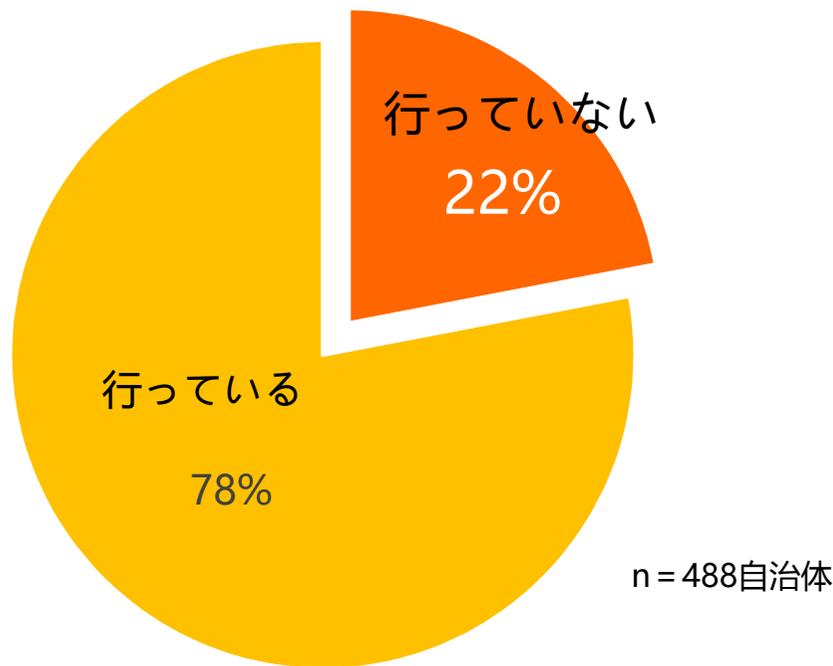
注1 土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域。なお、災害危険区域においては、建築基準法第39条に基づき、条例によって、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築に関する災害防止上必要な制限が課されている。

注2 土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域(津波災害特別警戒区域を含む)、浸水想定区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、土砂災害警戒区域における基礎調査、津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

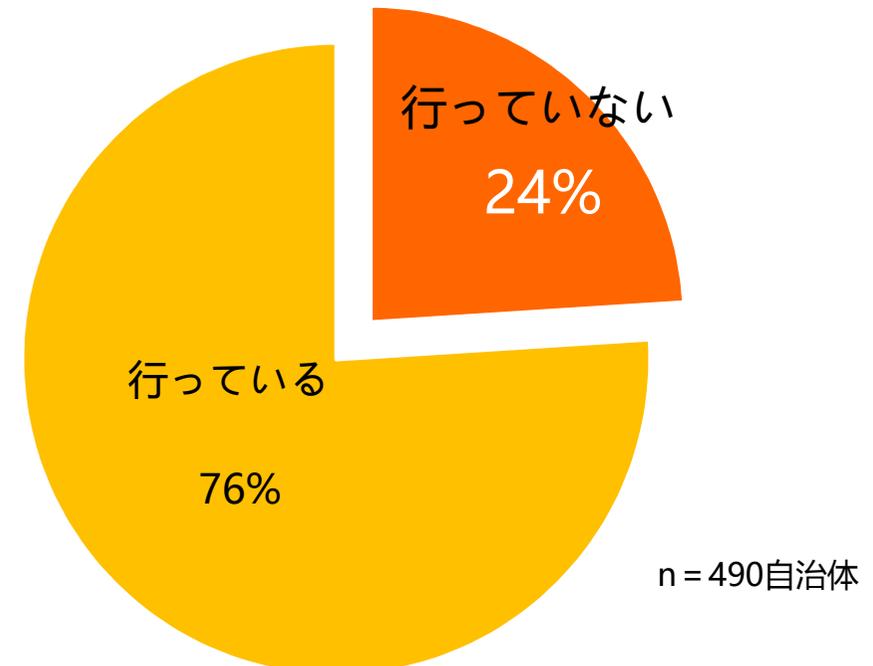
通知を踏まえた災害の危険性の情報提供の状況

○ 概ね8割の自治体では情報提供を行っているが、2割強の自治体は情報提供を行っていない。

開発区域に土砂災害特別警戒区域等が含まれる場合、
情報提供を行っているか？



開発区域に土砂災害警戒区域等が含まれる場合、
情報提供を行っているか？



すべての開発許可権者（590自治体）に対しアンケート調査を実施。
そのうち、回答のあった自治体について集計。
（調査期間：平成30年11月28日～12月19日）

➡ 適切な情報提供を行うよう開発許可権者宛に再通知（平成31年3月19日）

自己居住用・自己業務用の開発の現状

- 自己居住用・自己業務用の開発については、第三者に直接の影響を及ぼすおそれがないことから、土砂災害特別警戒区域等であっても開発許可が可能。
- 自己居住用の開発については、開発許可全体(住宅用途)に占める割合は低い。
- 自己業務用の開発について、許可したものには学校・旅館・集会所等の不特定多数が利用する施設も含まれる。

土砂災害特別警戒区域等における開発状況(平成28~30年度^{注1})

	災害危険区域 ^{注2}		土砂災害 特別警戒区域	地すべり防止区域	急傾斜地 崩壊危険区域
	住居禁止	その他建築の制限 (構造制限等)			
自己居住用 合計：32件^{注3}		18件	6件	1件	7件
自己業務用 合計：41件^{注4}	0件	8件	25件	2件	6件
	—	認定こども園 有料老人ホーム 等	老人福祉施設 保育園 児童福祉施設 小学校・中学校(4) 工場・倉庫(4) 旅館・ホテル(2) 教会・寺院(2) 事務所(2) 社会福祉施設 葬祭会館 等	事務所兼倉庫 商店	病院 自治会館 工場 等

土砂災害防止法における要配慮者施設のため、土砂災害防止法に基づく安全性の確保がなされている。
 ※ 土砂災害特別警戒区域において建築予定の建築物が要配慮者施設である場合、土砂災害防止法に基づき開発にあたり都道府県知事の許可が必要であり、都道府県知事は対策工事について確認

すべての開発許可権者(590自治体)に対しアンケート調査を実施。
 そのうち、回答のあった494自治体について集計。
 (調査期間：平成30年11月28日~12月19日)

注1 平成30年度は9月末までの実績

注2 災害危険区域においては、建築基準法第39条に基づき、条例によって、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築に関する災害防止上必要な制限が課されている。また、構造制限など一定の基準を満たせば建築可能なケースも多い。

注3 全国の住宅用途の開発許可件数比0.07%(平成30年度の全国住宅用途開発許可件数は未計測のため、平成28及び29年度の数値により算出)

注4 全国の非住宅用途の開発許可件数比0.4%(平成30年度の全国非住宅用途開発許可件数は未計測のため、平成28及び29年度の数値により算出)